

は、貴会におかれましては、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色



着任のご挨拶

練馬西税務署長

石橋 史祥

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

は、長年にわたり青色

◆税務署 人事異動

転出	職 名	御 氏 名	転 出 先
	署 長	高 島 敏	ご 退 官
出	総 務 課 長	大 園 篤 士	渋谷 (課 長)
	個人課税第1部門統括官	中 野 義 則	足 立 (特 官 (所 得))
	個人課税第3部門統括官	渡 邊 明 仁	ご 退 官
	個人課税第1部門総括上席	猪 隆 介	新宿 (記 帳 推 進 官)
	個人課税第1部門指導上席	阿 南 賢	北 沢 (個 人 ・ 上 席)

転入・留任	職 名	御 氏 名	前 任 地
	署 長	石 橋 史 祥	豊 島 (指 特 官 (法 人))
入・留任	副 署 長	山 本 有 香	留 任
	総 務 課 長	金 井 陽 人	調 一 ・ 調 審 (課 長 補 佐)
	個人課税第1部門統括官	山 田 奈 巳 恵	税 大 ・ 東 研 (教 育 官)
	個人課税第2部門統括官	瀬 戸 修 一	留 任
	個人課税第3部門統括官	荒 井 栄 一	立 川 (個 人 5 統 括 官)
任	個人課税第1部門総括上席	渡 部 幸 賢	山 梨 (個 人 1 総 括 上 席)
	個人課税第1部門指導上席	高 田 浩 明	北 沢 (個 人 ・ 上 席)

新規入会キャンペーン

お知らせで個人事業主の方がいらしたらご紹介ください。

◎事業経営・フリーランス・不動産貸付等
の方で、記帳の仕方がわからない方

◎消費税のインボイス制度の登録申請の
仕方がわからない方

紹介特典

①入会者には入会金無料

②紹介者には記念品5,000円

進呈

詳しくは
事務局までどうぞ。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

2024年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.25%（2023年9月1日現在）
※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
※他に練馬区の利子補給40%（3ヶ年度）
※利用できる方：従業員20名以下
（宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下）
※1年以上事業を行っている方
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第2金曜日

午後1時～4時（30分単位）

相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日

4月～12月 毎月第2火曜日

午後1時～4時（30分単位）

相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部

練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F

TEL：3994-6521 FAX：3994-6589

年末調整の個別相談会は 令和6年1月10日までに お願いいたします。※要予約※

◇ 期 間 ◇

令和5年12月1日～令和6年1月10日
（土曜・日曜祝日を除く）

尚、令和5年12月29日～令和6年1月4日までは
休業となります。

◇ 必要な書類 ◇

- ・源泉徴収簿（1月～6月分を記入したもの）
- ・税務署から送られた納付書
（11月頃に送付される予定です）

【控除証明書】

- ・国民年金保険料
- ・生命保険料 ・地震保険料
- 【1月～12月までの支払金額】
- ・健康（後期高齢）保険料 ・介護保険料

※決算書作成予約日と同時のお手続きは、1時間枠を
超えますのでご注意ください

＼ 入ってよかった！ ／



中退共の退職金制度

事業主
の 声

従業員との
信頼関係も厚く、
人材の定着に
つながっています

退職後の
保証があるので
安心して働けます

従業員
の 声

掛金が
全額非課税なので、
節税にも
つながりました



パートの私も
加入してもらい、
新たにやる気が
出てきました

半世紀で100万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です！

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう

略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

インボイス制度説明会の御案内

1 説明会の主な内容

全ての事業者（個人事業主及び法人等）を対象にインボイス制度の基本的な仕組みを説明します。

2 説明会の日程

説明会の対象・内容	日 時	開 催 場 所	定員
対象：主に免税事業者の方（※） 内容：消費税の基本的な仕組み 及びインボイス制度の概要	令和5年10月19日（木） 13時00分～14時00分	練馬西税務署 2階大会議室 練馬区東大泉7丁目31-35	各15名
	令和5年11月15日（水） 13時00分～14時00分		
	令和5年12月12日（火） 13時00分～14時00分		

※「主に免税事業者の方」の説明会

これまで消費税申告等をされたことがない方を対象としていますが、課税事業者の方でもご参加いただけます。

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 御来場には、公共交通機関の御利用に御協力ください。

【連絡先】 練馬西税務署 Tel 03-3867-9711（代表）
自動音声案内にしたがって「2」を選択
内線25413

インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

登録申請期限

Q 10月1日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

9月30日(土)まで
に申請書を提出する必要

- ・e-Taxの場合、**9月30日(土)の23:59:59までの受付**となります
- ・郵送の場合、**9月30日(土)の通信日付印**のあるものまでとなります
- ・窓口提出の場合、**9月29日(金)の閉庁時間（17:00）まで**となります

※ 9月30日は土曜日ですが、10月2日(月)まで**期限は延びません**。

インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか？

10月1日(日)の
取引から

- 具体的には**以下の日**が**10月1日以降**になる場合、交付義務が生じます
- ・モノの販売：出荷日、相手方の検収日など、**引渡しの日**として合理的な日
 - ・サービスの提供：物の引渡しを要する場合は、**目的物の全部を引き渡した日**
物の引渡しを要しない場合は、**役務の全部を完了した日**

※ 必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならないわけではありません。

【具体例】

- ① **令和5年9月中**の取引について令和5年**10月に請求**を行う場合 ⇒ **インボイス対応の必要はありません**
※ 令和5年9月以前にインボイス対応すること自体は問題ありません。
- ② **令和5年9月中**に請求書を出し令和5年**10月に納品**を行う場合 ⇒ **インボイス対応の必要があります**
⇒ この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、**登録番号を通知**し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【**売手**の対応】 Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する

事後交付が困難な**小売店**などはどう対応するか？

- ⇒ 事前に**インボイスの交付が遅れる旨**を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせしたうえで、
- ・ **事業者のHP等において**「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷する方法により、レシートと併せて保存してください」と**掲示**する
 - ・ **買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらうといった対応が可能です
- ※ これらの取扱い、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【**買手**の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいのか？

- 事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、**仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**
- 事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です
※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認**いただく必要があります

ただし

全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります

- 【具体例】
- ・新規取引先との取引：確認する
 - ・継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない
- ※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

※ 少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※ 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。